

長崎県西海市江島沖における協議会（第1回）

日時 令和3年4月23日（金）13時30分～15時30分

場所 オリーブベイホテル「牡丹」

（一部の構成員はWEB会議形式にて参加）

○清水新エネルギー課長

定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく長崎県西海市江島沖における協議会（第1回）を開催したいと思います。本日は御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

経済産業省、国土交通省といたしましては、2019年4月に施行されました通称、再エネ海域利用法に基づきまして、洋上風力発電の導入拡大に向けて日々取り組んでいるところでございます。

後ほど資料を御説明させていただきますが、本海域におきましては、昨年の7月3日付で促進区域の指定に向けた有望な区域ということで整理させていただきまして、法律の9条に基づく協議会の組織の準備に向けた取組を行ってきたところでございます。

こうした経緯を踏まえまして、経産省、国土交通省、それから長崎県が合同で本協議会を設置することといたしまして、関係者の皆様におかれましては日程調整いただきまして、本日の開催に至りました。

本協議会におきましては、法律、それから法律に基づく基本方針に基づいて御協議いただきたいということでよろしくお願ひいたします。

協議会の運営でございますが、閣議決定しております基本方針に基づきまして、透明性の確保、それから地域との連携を促進するという観点から、原則として公開で開催するというものでございます。その方法は、後ほど御説明いたしますが、運営規程に基づきまして、座長より協議会に諮っていただき決定されるということになりますが、事務局といたしましては、この会議の様子をYouTubeで配信するということ、それから報道関係者の皆様方については取材及び傍聴ということを認めるということにしたいと考えております。

本来、我々も現地に赴いて直接御説明いたしますところでございますが、新型コロナウイルス感染症対策の状況等も踏まえて、今回はオンラインとさせていただいております。

次回以降につきましては、状況も踏まえまして、また柔軟に対応できればと思ってございます。

それから、本日の議論につきまして、動画での公開に加えまして、議事要旨、それから議事録を作成して公開するということで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の会議の進め方でございますが、長崎県の現地のほうにお集まりいただいている皆様方、それから東京のほうから出席している構成員ということで、現場とオンラインを組み合わせて運営するという形になります。

オンラインで参加されている皆様方につきましては、今から申し上げます留意点、幾つか御注意いただければと思います。まず1点目に、音声が二重に聞こえるなどの問題がございますので、カメラ、マイクは基本的にはオフにしていただきまして、御発言の際にカメラとマイクをオンにしていただく形でお願いいたします。それから、発言を御希望される際には、Teamsのチャット機能のところに御発言希望と書いていただけましたら、座長のほうから御指名していただくという流れにさせていただければと思います。トラブル等でうまく御発言等難しい場合がございましたら、事務局のほうに連絡いただければ幸いでございます。

以上、少し慣れない形の運営でございます。運営に幾つか不自由な点があるかもしれません、御容赦いただくとともに、なるべく柔軟に対応していきたいと思いますので、事務局に御連絡いただければと思います。

それでは、議事に入っていなければと思ってございますが、議事に先立ちまして、本日、第1回でございますので、協議会の出席者の皆様方を御紹介させていただければと思います。出席者の御紹介の間は、オンラインで出席されている方もカメラをオンという形にしていただければと思います。

順番に御紹介させていただきますが、まず、恐縮でございます。私自身からでございますが、私が経済産業省の資源エネルギー庁の新エネルギー課の課長をしています清水でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以降、お手元にお配りしてございます名簿の順番で御紹介させていただきます。

まず、国土交通省の港湾局海洋・環境課の課長でいらっしゃいます松良精三様。

○松良海洋・環境課長

松良でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、農林水産省の水産庁漁港漁場整備部計画課の計画官でいらっしゃいます小林秀之様。

○小林計画官

小林でございます。よろしくお願ひいたします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひいたします。

続きまして、長崎県の産業労働部、名簿上、部長の廣田様になってございますが、急遽、本日は代理ということで、政策監の三上建治様に御出席いただいております。

○三上政策監（廣田部長代理）

三上でございます。よろしくお願ひいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、西海市の市長の杉澤泰彦様でございます。

○杉澤市長

杉澤でございます。よろしくお願ひいたします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひいたします。

続きまして、西海大崎漁業協同組合（江島漁業権管理委員会）の理事（会長）でいらっしゃいます柏木世次様。

○柏木（世）理事（会長）

柏木でございます。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、西海大崎漁業協同組合の代表理事組合長でいらっしゃいます小山文雄様。

○小山代表理事組合長

小山です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひいたします。

続きまして、大瀬戸町の漁業協同組合の同じく代表理事組合長でいらっしゃいます本木
隆光様。

○本木代表理事組合長

本木と申します。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひいたします。

続きまして、西彼海区漁業協同組合長会の会長でいらっしゃいます柏木俊彦様。

○柏木（俊）会長

柏木です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願いします。

長崎県旋網漁業協同組合の専務理事でいらっしゃいます柳村智彦様。

○柳村専務理事

柳村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひいたします。

続きまして、崎戸商船株式会社の代表取締役でいらっしゃいます木原廣道様。

○木原代表取締役

木原でございます。よろしくお願ひします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひいたします。

続きまして、NTTワールドエンジニアリングマリン株式会社マリンオペレーション部の設備管理担当課長でいらっしゃいます田島泰士様。

○田島設備管理担当課長

田島です。よろしくお願ひいたします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひいたします。

続きまして、九州電力送配電株式会社配電部配電建設グループの副長でいらっしゃいます植松良浩様。

○植松副長

植松と申します。よろしくお願ひいたします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひします。

続きまして、長崎総合科学大学の学長でいらっしゃいます池上国広様。

○池上学長

池上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひします。

それから、東京海洋大学の名誉教授でいらっしゃいます松山優治様。

○松山名誉教授

松山です。よろしくお願ひいたします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひいたします。

それから、一般社団法人海洋産業研究会の顧問の中原裕幸様。

○中原顧問

中原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひいたします。

それから、最後にオブザーバーとして紹介させていただきます。環境面における必要な情報提供をいただくという観点から環境省様にも御参加いただきおりまして、環境省大臣官房総合環境政策統括官グループの環境影響審査室の室長補佐でいらっしゃいます豊村紳一郎様でございます。

○豊村室長補佐

豊村でございます。よろしくお願ひいたします。

○清水新エネルギー課長

以上でございます。

ここで、長崎会場のほうで報道関係者の皆様方がいらっしゃるかと思いますが、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影は御遠慮いただきますようお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただければと思います。お手元の資料もしくはお配りさせていただいている資料でございますが、議事次第というのが一番上にあるかと思いますが、その4つ目のところに配付資料ということで、資料が5つ、それから参考資料で4つ書かせていただいております。まず出席者の名簿、それから資料2で配席図とございまして、資料3で協議会の運営規程、それから資料4で本海域におけるこの協議会

の資料ということでパワーポイントの資料、それから資料5で本海域の区域の概要図というものがございます。それから、参考資料で4つございまして、基本的な方針ということで閣議決定した文書、それから区域指定のガイドライン、それから、公募のプロセスについての運用指針、それから、これまでの各協議会意見の取りまとめというものを参考ということでつけさせていただいております。もしお手元の資料で不足等がございましたら、お近くの事務局関係者にお伝えいただくか、チャットのほうでお知らせいただければと思います。

それでは、議題の1つ目というところで、本協議会の運営というところに関連いたしまして、資料3ということで、協議会の運営規程というものについてお諮りさせていただければと思います。お手元の資料3を御準備いただければと思います。

こちら、運用規程ということでございまして、ポイントになるところをかいづまんで御説明させていただきます。運営規程ということで、まず本会議の組織ということですが、これは法律の第9条の第1項の規定に基づいて、組織されるものということでございまして、目的といたしましては、第3条のところでございますが、本区域についての促進区域の指定ということ、それから、その区域での事業の実施に関する必要な協議、情報共有を行うというのが法律上の目的になってございます。具体的な協議の内容というのは第4条でございますが、今申し上げました一号でございます。区域の指定ということで、この場所でよいかということの区域の指定。それから、そこに伴っての利害関係者の皆様との調整に関する事。それから、指定された区域で今後公募して事業者を選んでいくわけでございますが、公募に関する留意事項。それから、発電事業の実施に関することとなってございます。

続いて、構成員でございますが、第5条のところでございまして、別表、最後のところにございますが、別表に掲げる者をもって構成するというふうになってございます。

それから、第6条のところで、座長、副座長を置くということで、座長1名、副座長1名となってございまして、次のページのところにございますが、3番のところでござります。座長は互選により選任していただきまして、副座長は座長の指名により選任するということで、本日、この互選による選任プロセスということをしていただければと思ってございます。役割でございますが、座長が会務を総理した上で、副座長が座長の補佐をするということでございます。

第4章のところに進んでいただきまして、協議会の運営ということで、第10条で基本

原則というのがございますが、この運営につきましては、法律、それから、基本方針、それからガイドラインといった、これまで決めてきた全体のルールというものを踏まえて運営していくというのが基本原則でございまして、協議会の運営というところで、過半数の出席、それから、3項目で、座長が進行する。それから、5番のところでございますが、原則として公開で開催しますが、公益上の必要がある場合等については非公開とすることもできるというようなこと。それから、一番下のところ、第12条ということで、議事要旨や議事録というものを作成するというようなことでございます。それから、次のページに行っていただきまして、13条ということで、協議結果については、これは尊重していくというようなことをルールにしてございます。

事務局として、経済産業省及び国土交通省、それから長崎県様と一緒に事務局をしていくことというような内容になってございます。

以上の内容で運営規程ということにさせていただきまして、御質問等ございましたら受け付けたいと思います。問題なければ、この内容で本協議会の運営を進めたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水新エネルギー課長

一応これで進めさせていただきたいと思いますが、後ほどもし御質問あれば、またいただければと思います。

では、本運営規程（案）を前提に、この運営規程（案）の第6条に基づく座長の選任ということをさせていただければと思います。先ほど申し上げましたが、座長につきましては互選によって選任いたしまして、副座長は座長の指名によりというような形で選定させていただければと思います。この規定に基づきまして、座長の互選ということでさせていただければと思いますが、本協議会の座長につきまして、どなたからか御推挙ありましたら、お願いできればと思います。

○松山名誉教授

よろしいですか。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願ひいたします。

○松山名誉教授

松山ですが、長崎総合科学大学の学長でいらっしゃる池上国広先生を御推薦いたします。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございました。今、松山先生のほうから、池上先生を座長に御推举という御意見を頂戴いたしました。

この御意見に御異議ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水新エネルギー課長

御異議なしということで確認いたしまして、それでは、池上先生に座長をお願いいたしまして、以後の進行をお願いできればと思います。

池上先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

○池上座長

分かりました。ただいま御推举いただきまして座長を務めることになりました池上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

早速ですけれども、規定に基づきまして、副座長を座長が指名するということになっておりますので、松山先生に副座長をお願いしたいと思思いますけれども、いかがでしょうか。よろしくお願ひしたいんですが。

(「異議なし」の声あり)

○池上座長

では松山先生、よろしくお願ひいたします。

○松山名誉教授

はい、分かりました。

○池上座長

それでは、第1回の協議会の公開の方法についてですけれども、先ほど事務局よりお話をがありましたとおり、この会議の様子はY o u T u b eで配信されております。それから、

あと報道関係者による取材、それから傍聴、それはこの会場でしていただいて結構だということで、そういう方法でこの協議会の公開をやりたいと思います。

それから、また第2回以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、可能な限り傍聴席を設けるなどの方法を検討していきたいと思いますけれども、第1回の今回は、先ほど言いましたように、Y o u T u b eでの配信と、あと報道関係者の方たちの取材、傍聴を認めるということで、この会議の公開をやっていきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

そうしたら、早速、議事に入りたいと思います。今日は、先ほどの議事次第にありましたように、このプロジェクトの説明と、それからそれに対する意見交換ということになりますので、そちらのほうに進みたいと思います。先ほど配付資料を事務局から説明していただきましたけれども、構成員の方々からその内容につきましての質問、意見を賜るという形で、(2)の議題の説明・意見交換を進めていきたいと思います。

それでは、早速、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

経済産業省の清水でございます。

それでは、お手元の資料の資料4というところの横向きのパワーポイントに沿いまして、事務局のほうから、経済産業省、それから国土交通省のほうから説明させていただきます。

めくっていただきまして、この資料、大きく分けて2つの固まりがございます。1つ目の固まりが、洋上風力とは何かということと、それからこの法律は何かというところの概要。それから、後ろ半分が本協議会についてと、この協議会の進め方という全体の立てつけになってございます。

まず、洋上風力についてというところで、ページ数、右下3ページのここまで進んでいただければと思います。洋上風力発電の導入の意義というところでございますが、洋上風力については、これは海を利用するということで、大量導入が可能。それから、コスト低減ができる。それから、地域も含めて経済波及の効果が高いというようなものだということで、再エネの主力電源化に向けた切り札と考えております。大量導入とございますが、海外では、例えばイギリスなんかだと2,000本を超えるような風車が既に建っているというようなところ。それから、コストも海外ではすごく下がっていく中で、国民負担なくやっていけるような電源になっていること。それから、一番右のところ、何よりも経済波

及効果が高いということで、これはデンマークの港の例でございますが、非常に大きな風車の設置等の部品、それから土台等がございまして、こうしたものを港湾も活用しながらしっかりと、地域の方も巻き込みながら事業をやっていくというのが洋上風力発電でございます。

4ページ目のところに行っていただきまして、エネルギー・ミックスとの関係ということでございます。2030年のエネルギー・ミックスということで、22から24%となってございまして、現在、見直しをしているところでございますし、昨日、総理のほうからも、温室効果ガス全体で46%減ということになってございますので、当然これは今、さらなる意欲的なものに向けて検討しているところでございますが、風力発電についても、今ミックスでも1,000万というようなことで、これに向けた取組を進めているところでございます。

次のページ、5ページ目のところでございますが、この洋上風力につきましては、今申し上げたような国全体での再エネを増やしていくというところの中の切り札だと考えておりまして、昨年の12月に両大臣にも御参加いただきながら、洋上風力の産業化を進めていこうというビジョンを取りまとめておりまして、大規模にこれから入れていく。その中でしっかりと産業化をしていくというようなことを進めていくというのが政府全体の方針でございます。

6ページ目のところでございますが、日本全体の海域の中で、大体7.5から8メートルを超えるぐらいのところの風況になると、非常に風力に適しているというところ。それと、陸から近いことによって着床式の設置も可能だというようなことで、本海域を含めた長崎県、九州というエリアというのは非常にそういう意味ではポテンシャルの大きいエリアというのが分かるかと存じます。

7ページ目以降のところでございます。こうした洋上風力、ポテンシャルがあるという中で、制度が、利用するルール整備が十分じゃなかったということで、これまでなかなか進んでこなかったというのが実態でございます。左側のところでございますが、法律ができる前、課題①というところがございますが、海に風車を設置しようとしたときに、海を使いますという占用の許可というのが必要なんですが、この部分についてルールが不明確であったということで、なかなか安定した事業の実施が難しかったというようなこと。それから、課題②ということで、当然、海に囲まれた日本、海洋国家で、海というのは様々な方が先行利用されているという中で、海運や漁業の皆様方、今日お集まりいただいている

る皆様方、地域で先に利用されている方との調整の枠組みというのがない中で、どういうふうにこれを地域と共存共栄でやっていくかという仕組みがなかったというようなことがございます。こうした背景を踏まえまして、右側のところの赤枠のところでございますが、今回つくりました法律で区域を指定して、そこでは長い期間事業をやっていいよというようなルールの整備をするとともに、関係者の協議の場としての協議会を設置して、地元の方との調整を円滑にやっていこうというのが仕組みになってございます。まさにここの協議会というものが、今日開催いただいて、今この場ということでございます。

めくっていただきまして、8ページ目のところでございます。全体の流れでございますが、左から2番目、まずこの場所を決めるという促進区域の指定というところが赤い箱のところの流れ、その後に緑のところ、3つ固まりがございますが、その場所で誰が事業をしますかという事業者選びというプロセス、その上で事業を実施するというのが大きな流れになってございます。赤い促進区域の指定というところがあると思いますが、それの左側に矢印がございます。区域の指定に先立ちまして、区域の状況の調査をしたりとかしていくわけですが、その中で、先行利用者の方々も含みながら、協議会として、こういうルールでこの海で事業をやっていこうということを御地元の方の御理解の下で決めていくというのが全体の流れになっているというところでございます。

9ページ目以降でございますが、9ページ目で、この法律に基づきまして定めました基本方針というものがございます。これが法律の運用の全体の大原則となってございます。本協議会についても、この運用方針というのを意識しながら運営していくということが重要だと考えております。4つ柱がございます。1つ目に、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現ということで、長期間やっていくということでございますので、しっかりと信頼性があるものであるということ。それから、F I Tの仕組みというのは、御存じのとおり、電気料金から成り立っているものでございます。この国民負担を抑制していくということで、コスト競争力のあるものに、効率的な事業にしていくことが重要だというのが1つの柱でございます。2点目に、多様な利用との調和ということで、漁業等を含めた地域と共に存共栄する事業というようなことが2つ目の大きな柱でございます。3点目に、公平性・公正性・透明性の確保ということで、こうしたものを見込んでやっていくということ。それから、最後の4点目に、計画的な事業の実施ということで、ある年に突然たくさん入れて、そこで終わりとならないように、計画的にいろんなところで事業が起きるように進めていきましょうというのが大きな固まりになっているということでございまし

て、まさに共存共栄というのが大原則の一つであるということと同時に、効率性ですとか公平性ですとか計画性といったことを併せて実現していくような本プロジェクトをどう実現していくのかというのが重要な流れになってございます。

10ページ目のところはちょっと細かくなっていますので省略させていただきますが、区域の指定に向けて、協議会で御議論いただきながら、調査をしつつ、区域の指定をしていくという大きな流れでございます。

11ページ目でございますが、区域の指定の状況ということでございまして、2019年の4月に法律が動き出しまして、昨年、一昨年ですね。2019年の夏に4区域を有望な区域ということで指定して協議会を回してきましたというのが、①②③④という4つの赤いところでございます。これらについては促進区域になりまして、今、公募を終えたところ、それから公募中といったところでございます。オレンジのところで、有望な区域ということで、昨年の7月に選定させていただいたところでございまして、本海域はこの一つとして、今後、協議会での御議論を重ねていただきながら、促進区域の指定に向かっていくというのが状況でございます。

では、促進区域の指定ということはどうすればできるのかというのが12ページ目のところでございます。区域の指定基準というのが法律上決まってございまして、6つ基準がございます。1点目は自然条件がいいかどうか。それから、2点目に、航路等への影響がないですか、ちゃんと海運とかと調整が取れていますかというのが2点目。3点目に、港湾との一体的な利用ができますかということ。それから、4点目に、系統が確保されていますか。それから、5点目に、漁業への支障がないかというようなこと。それから、6点目にほかの法律との関係ということになってございまして、特にこの中の第2号、それから第5号といったところについて、協議会での御議論を経て、影響をしっかりと把握して、問題ないとなっているか。もしくは、漁業の方も含めた先行利用者の方と共存共栄が図られているかということを協議会での取りまとめを通じて確認していくという形でございます。

13ページもちょっと省略させていただきますが、区域指定した後に公募で事業者を選んでいくというところの流れでございます。

14ページ目でございますが、公募に当たりましては、価格の面と、それから事業実現に関する部分ということで、価格、それから事業が適切に実施できるかという点、それから、一番右のところでございますが、地域との調整といったことをしっかりとやれるよう

事業者なのかというような点を確認していくということ。それから、この地域の部分については、長崎県知事様からの御意見なんかも踏まえながら、御地元の御意見も踏まえながら評価していくというのが全体の流れになってございます。

それで事業者が選ばれると、その後に今度、海域の占用というプロセスになります。この部分は国土交通省様のほうでしていただくことになりますので、松良課長のほうから御説明をお願いいたします。

○松良海洋・環境課長

促進区域内海域の占用についてということで、15ページ目からの御説明でございます。事業者が選定された後に、実際に促進区域内で占用を行う場合、国土交通大臣の許可が必要という形になってございます。国土交通大臣が占用許可をするに当たりましては、選定事業者が、今回の協議会の構成員になっておられます関係漁業者の皆様方の了解を得るということを当該許可の条件というふうに公募占用指針の中で決めているということでございます。

2点目のところ、占用許可の対象にならない行為ということでございまして、漁業に関する行為につきましては、基本的に一時的なものということで、先ほど御説明いたしましたような国土交通大臣の占用許可を受ける必要は無いということになります。漁業に関する行為という中には、漁網等の設置、あるいは養殖の用に供される物であって容易に移動可能な物あるいは定置網、こういったものも含まれておりますので、これらの一時的な行為につきまして、占用許可は必要ございません。他方で、固定され、移動が不可能なようない、例えば工作物の設置、魚礁、これにつきましては占用許可の対象になり得ると考えておりますが、これは個々の案件ごとに御相談させていただければと思っております。

その他、占用料につきましては、洋上風力発電設備の風車は投影面積、ケーブル等は長さに基づいて算定させていただくということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございました。

続きまして、16ページ目以降のところについて、引き続き経済産業省、清水のほうから説明させていただきます。16ページ目以降が、本協議会についてというところでござ

います。

17ページでございますが、本協議会の法律上の位置づけというところでございます。本協議会は法律上で位置づけられておりまして、経済産業大臣、国土交通大臣、それから関係都道府県知事が組織するというようなことで、こここの17ページの下に載っているようなメンバーの方に入っていただくというようなこと。それから、上の青い枠の一番下のポツのところでございますが、法律上も、協議会において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重するというルールになってございます。

18ページ目でございます。今のが大ルールなんですが、これだけだとなかなか分からぬので、運営の流れについて、18ページ目のところで、基本方針という閣議決定した全体ルールの中で協議会の運営について決めている部分でございます。真ん中辺りの②、「協議会の運営について」というところがあるかと思いますが、これが閣議決定されているものというところの文章でございまして、太字にしたところ、関係市町村の長、それから関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮するという大きな方針。それから、海域の利用に関する必要となる情報の提供をしつつ、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮するということ。それから、その下のところですが、本協議会で協議の調った、漁業・地域との協調の在り方についての意見というものについては、その内容を公募占用指針に反映するということで、その協議の結果を尊重するというふうになってございます。本協議会で調った内容というのは、事業者の選定の公募というところの中で、このルールを守ってくださいということを前提に公募することになるということで、皆様方にまとめていただいた内容を尊重した事業が行われるというような流れにしてございます。

19ページ目のところでございますが、これまで第1ラウンドのところで4区域で既に協議会を開催いたしまして、取りまとめということをしてございます。この大前提でございますが、各区域ごとに当然それぞれの区域ごとの特徴がございますので、何かこれらのものに従わなければいけないということは全くございません。本区域は本区域でしっかりと協調の在り方というのを御議論いただければと思っております。一方で、多分参考になる部分もあるかと思いますので、これまでの骨格というところで19ページに紹介してございます。大きな固まりとして4つ、1つは全体の理念、本事業についての大きな考え方というところでございまして、自治体との連携ですとか、地域における新たな産業とか雇用とかの創出といったようなことを実現していくようなプロジェクトにしていきましょう

というようなこと。それから、2つ目に地域や漁業との共存というところで、これも共存の在り方というのは本当に様々だと考えてございますが、地域や漁業との協調を目的とした基金というものを設置した上で、選定事業者がそこに出捐するというようなこと。それから、やはり洋上風力の実施に係る漁業影響ということへの御懸念、御心配というのは強うございますので、こうした漁業への影響の調査をしっかりと行うことにしてしましようという内容。それから、3つ目の固まりで、事業の実施に当たっての留意事項ということで、設置する場所ですとか時期だとか、当然、様々な面で地域としての御要望というのが出てくるかと思います。設置位置の検討とか、それから、工事、事業の実施に当たって、各段階でしっかりと御地元に丁寧な説明、協議をしていくというような基本的なルールというのが3つ目の固まり。4点目に環境配慮、アセスメントといったところで、本日環境省さんにも来ていただいていますが、環境アセスということをしていくことも含めて、洋上風力発電の環境影響というものを適切に評価してくださいというようなこと。それから、丁寧な説明ですとか、そういったことをしっかりとしていくというような4つぐらいの固まりに大きく分けてございます。

20ページ目以降のところが参考でございまして、20ページ目が五島市における協議会の取りまとめ内容。それから、21が秋田県、同じく22ページも秋田県のもの。それから、23ページが千葉の銚子市ということで、参考で載せさせていただいております。

一番最後に24ページ目のところで、今つらつらと私いろいろなところで説明させていただきましたが、多分、具体的な漁業との協調・共生の在り方というのがどのタイミングでどういうことが起きるのかというのが少し分かりにくいくらいじゃないかと思いまして、まとめたのが最後の24ページ目でございます。繰り返しになりますが、一番左のところにございます、これが大きな流れでございます。今まさにこの協議会の開催というのをしてございまして、協議会の意見が調いますと、区域の指定、場所を決めます。その上で公募のルールというのを決めます。公募占用指針という公募のルールを決めて、公募を開始する。公募で事業者が計画を出した上で、事業者を選んで、それで事業を実施するというのが大きな流れでございます。協議会の開催といったところの右側でございますが、この場の中で、区域の指定ですか、事業の実施に当たって気にしてほしいことということを協議会として取りまとめいただくというのが今回の話でございます。これがどうつながっていくかというと、3つ目のところで先ほど申し上げました公募のルール、公募占用指針の中で、協議会でこういう内容で取りまとまっていますよというようなことを、これを公募

占用指針に記載して、それについては事業者に守っていただくというのが流れになります。事業者はその公募占用指針も踏まえた事業計画というのを出した上で、事業者を選定すると。選定する際には、地域と関係する部分については都道府県知事からの意見も聞きながら選定していくというようなことをしまして、事業者が選ばれますと、選ばれた事業者は協議会にも入っていただきまして、そこで、協議会でよく議論しながら今後事業を実施していくという流れになるというのが大きな流れでございます。

以上、長くなりましたが、事務局のほうから、洋上風力とは何かということ、それから、今回の手続ですとか協議会の位置づけということで御説明を議論に先立ち、させていただきました。

以上でございます。

○池上座長

清水さん、どうもありがとうございました。

今、事務局のほうから協議会の位置づけとか、公募する際のいろいろな指針とか、そういったことに対して、ご説明をいただきました。この協議会でとことん委員の皆様方の意見をまとめるため、まずは促進区域にしていただくということで、それを見据えてのいろいろな意見交換、それから、促進区域に指定されたら、今度は業者を公募する、その占用指針に対してどんなことを配慮すべきなのかということの意見交換となりますので、協議会が持っている役割というか、意味は非常に重要なものであるということがよくお分かりいただけたんじゃないかなと思います。それで、今から30分ほど、今の事務局の説明で、どうもこの辺がよう分からんということ、そういった質問とか、あるいは必ずしも御質問でなくてもいいですから、応援演説でも結構ですし、どんなことでも結構でございますので、今日御参考いただきました委員の皆様方に一言ずつ御意見、質問、そういったことをお聞きしたいと思います。

それで、まず私からという方、誰かいらっしゃいませんか。よろしいですか。

それでは、こちらのほうから順次指名させていただいて、いろいろと御意見、質問、そういうことを述べていただきたいと思いますけれども、まずは地元・西海市の市長の杉澤委員、よろしいでしょうか。

○杉澤市長

西海市長の杉澤でございます。

2020年10月でございますが、日本政府が温室効果ガスの排出を全体としてゼロとし、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すということを宣言されたところであります。西海市におきましては、これまで環境との調和、地域との共生を目的に、2017年、風力発電等に係るゾーニング計画を策定し、本海域を事業推進エリアということで設定しているところでございます。その後、風力発電導入に向けました地域検討会、そしてまた海洋ポテンシャルを活用した地域振興策の実証調査を行ってまいりましたところであります。また、2020年からの3か年で、長崎大学と共同で本海域を中心とした海洋エネルギーと水産業の共生モデル研究を行ってきております。2050年脱炭素社会の実現という国家目標が明らかになってからは、率先してこれに貢献すべく、脱炭素社会モデル地域を市の目標に掲げて、江島沖洋上風力発電の推進に併せて、本市に立地します松島火力発電所の高効率発電システムへの転換につきまして国及び電力事業者に要望してまいったところであります。4月16日に電力事業者より、松島火力発電所に石炭ガス化技術を活用したGENESIS松島計画が発表されました。まさに目標実現への大きな一歩が踏み出されたものであり、その実現に向けて西海市といたしましても全力を挙げて取り組むものであります。

この海域において洋上風力発電の導入が実現すれば、地元企業の活用やメンテナンスなどの関連産業の誘致、雇用促進、国境離島の人口減少対策等にもつながるほか、県内製造業に鉄鋼構造物等の受注の可能性が出てくるなど、地元産業への大きな経済効果が期待されるものと考えているところであります。洋上風力発電事業は、長期的、安定的な事業を実施できる発電事業者が選定されるものでありますけれども、市といたしましては、地域住民にとりまして信頼できる発電事業者の選定を望んでいるところであります。何より環境への配慮や地元漁業者の皆様との共存共栄が重要であると考えております。地域の住民、漁業関係者の合意形成が十分に図られて、丁寧な説明、協議の場となるよう強くお願ひするところでございます。よろしくお願ひいたします。

○池上座長

杉澤市長、どうもありがとうございました。今、杉澤市長のほうから、西海市は、先ほどおっしゃった松島火力と、それから洋上風力ということで、その2つがうまく絡み合つ

ていますね。

○杉澤市長

まさに今回の松島火力発電の新技術等によっての存続が新聞報道されたわけでありますけれども、西海市としましても、エネルギーにつきまして、日本のエネルギー政策、再生エネルギーの活用、そしてまた、そういう電力といたしまして、火力というのはかなりのウェイトを占めているわけでありますので、それに対しても脱炭素に進んでいくような、そういう形で総合的な、西海市全体がエネルギー産業として2050年問題に貢献していくような町になればと強く望んでいるところであります、市の政策としてもそういう形で進めてまいりたいと思っております。

○池上座長

ありがとうございました。

経産省、清水課長、何か今の杉澤市長の御意見といいますか、それに対する何かコメント等ございませんでしょうか。

○清水新エネルギー課長

清水でございます。ありがとうございます。

まさにこれまでの西海市様も含めて取組をずっと進めてきた中で今のこのタイミングがあると認識しておりますので、本当に昨日の総理の発言で今日この会があるというのもまさに一つのあれだと思いますが、政府全体としてこの再エネというものをしっかりと進めいかなければいけないという大きな流れの中で、何とか皆様方と共に共存共栄で、これを一つの、やはり再エネで地域も育っていくというところのモデルケースに我々としてもしていきたいと思ってございますので、ぜひそういった形で一緒にやっていければと思ってございます。

ちょっと途中で、すみません、音が一部途切れたりとかしてしまった部分もあって、明確に御質問としてお答えしたほうがいいところがもしあったら、ちょっと聞き逃しているかもしれませんので、もう一度いただければと思いますが、一緒にやっていこうという強いメッセージだと受け止めたんですが、それでよろしかったでしょうか。申し訳ございません。

○杉澤市長

まさにそのとおりでございまして、2050年、この問題に、清水課長がおっしゃられた、総理の昨日の発言というのもございます。これは非常にこれから加速していくものだと思っておりますので、そういう中で、一地方自治体として協力できるところ、そして、やらなければならないところ、これを一緒に、国と同じ方向で進めていかなければと思っておりますので、そういうところを御指導いただければと思っております。

○清水新エネルギー課長

ぜひよろしくお願ひします。私もこの熱い気持ちをぜひ現場で一緒に共有したかったんですが、すみません、オンラインで大変申し訳ございませんが、ぜひ、状況が許せば、また行かせていただいて、やはり、大きな方向性は決まっているものの、これを具体的に一個一個どうプロジェクトを仕上げていくのかという道順はまだまだ全然道のり遠いところでございますので、御市も含めて、意欲のある皆様方と一緒に二人三脚で成功ケースをつくっていくというのが日本中に広がっていかないと、この流れはできないと思いますので、ぜひそういう思いで一緒に歩ませていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○池上座長

清水課長、どうもありがとうございました。

そうしたら、今、市の行政のほうからの意見を表明していただきましたので、次は漁業者の方、特にまさしく地元の地先の漁協組合の理事であります柏木さん、何かございませんでしょうか。

○柏木（世）理事（会長）

本日はよろしくお願ひしたいと思います。江島の漁業者を代表しまして、ちょっと一言発言させていただきます。

まず、西海大崎漁協江島支所は、過去に周辺の漁協と合併を重ね、西海大崎漁協に所属していますが、共同漁業権も合併しているわけではありません。江島の共同漁業権を有しているのは江島で暮らしている漁業者だけであるということをよく理解していただきたい。

この事業海域は、イセエビ、イサキ、ヒラメ、アオリイカ等を中心に非常に豊かな資源があり、漁業だけで十分生計が成り立っています。洋上風車が建つことで漁業資源への影響、漁業への影響、島民の生活への影響がないか、正直不安はありますが、今回、促進区域指定に向けた協議に参加したのは、将来の江島の漁業者や島の暮らしのことを思ってのことです。江島は急速に高齢化や人口減少が進んでおり、このままでは生活インフラが維持できず、島での生活が困難になります。洋上風力発電を受け入れるに当たっては、江島の漁師が持続的に江島で漁業を続けられるよう、この海域が豊かになるよう、しっかりと振興策、環境づくりを実現し、共に歩めるような事業者が選ばれるよう、よくよくお願ひします。

また、風車による影響に対する不安を払拭するため、万が一設置後に生じた影響に対応するよう、しっかりととした漁業資源の実態調査も行っていただきたい。この海域は、他と異なって、離島周りの特殊な環境であり、潮も速く、瀬も多い、厳しい条件です。ケーブルも本土近くまで長距離引くことになります。また、我々国民の電気代を高くしないように売電価格を下げる努力を国が行っていることはありがたいですが、コスト削減を重視するあまり、信頼性の低い設備や工事が行われ、地域の安全、環境が脅かされること、漁業や江島の生活の持続への貢献がないがしろにされるようなことを非常に心配しています。この海域の現場の施工条件なども踏まえて、しっかりと安全、信頼が保てるような入札条件を設定していただきたいと思います。

次に、島民の意見として、繰り返し申し上げますが、江島は高齢化や少子化が進み、生活基盤が揺らいでおります。将来、非常に不安です。洋上風車をきっかけに、生活基盤の向上、維持の実現を真に願っております。

最後になりますが、この事業で直接的に風車の影響を受けるのが江島の漁師であり、島民です。ただし、私たちは西海市や漁協の中では少人数にすぎず、島外の大多数の意見により江島の振興策が薄まることを懸念しています。事業開始当初は江島を中心とした振興策が行われたとしても、それが変わっていくことがないよう、20年間、初期の目的が失われないような仕組みをきちんと構築されるよう強く願っております。

以上です。よろしくお願ひします。

○池上座長

どうも柏木さん、ありがとうございました。とにかく江島の将来を見据えた取組をやつ

てくれと。これは最初、留意事項ということで、この協議会を実施するんだったらこれに留意してくれというまとめがありますので、そこで今の柏木さんの御意見なんかは反映させることができるものじゃないかと思いますので、また進めていきたいと思います。

そうしたら、ちょっと事務局のコメントは置いておきまして、次に小山組合長、よろしいでしょうか。

○小山代表理事組合長

西海大崎漁協の小山です。よろしくお願ひします。

西海大崎漁協は、大島町漁協、崎戸町漁協、面高漁協及び西海町七釜漁協の3町4漁協が合併してできた組合で、江島を含め、6つの支所があります。共同漁業権については9つの共同漁業権を保有し、今回の対象はその中の一つであります。漁業権については合併したわけではなく、さっき柏木さんが言われたとおり、江島は江島に住む漁業者のみが共同漁業権の行使の権利を持つ海域になります。私としては、西海大崎漁協の組合員でもあり、地元である江島の漁業者の意向を尊重し、豊かな漁場で持続的に漁業を続けられる環境が実現するのであれば、江島の漁業者の支援をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○池上座長

どうも組合長、ありがとうございました。

そうしたらまた、まず漁業関係者からの御意見をと思いますので、次、柏木会長、よろしいでしょうか。

○柏木（俊）会長

柏木です。

私、漁業者の代表という立場で参加させてもらっていますので、私たちは地元の漁業者あるいは周辺の漁業者が持続的に漁業で生活できることを願っております。これを前提にして、漁業と風力の事業が両立というか、先ほど市長からもあった、共存共栄できるよう協議を今から重ねていってもらいたいと思います。一つの産業が生まれて、一つの産業が消えるというのはおかしいと。その辺を考慮して協議してください。お願ひします。要望です。

○池上座長

どうもありがとうございました。非常に貴重な御意見、ありがとうございました。
もうちょっと漁業者の方に御意見を聞きたいと思いますけれども、本木さん、よろしい
でしょうか。

○本木代表理事組合長

大瀬戸町漁協代表理事組合長の本木でございます。本日はよろしくお願ひいたします。
大瀬戸町漁協を代表して発言させていただきます。

大瀬戸町漁協の漁業者は、この事業の海域に様々な形で関わりがあります。何より江島
は西海大崎漁協江島支所の漁業権であります。そこで一部の漁業者が長年漁場として使わ
せていただいているところであり、地元・江島地先の思いと同じで、事業が早く実現でき
るよう組合員全員が願っております。共同漁業権を出た海域、すなわち一般海域、今回海
底ケーブルが通るような場所は、タコ漁をはじめとする様々な漁業を行っているので、風
車が建つ前から事業が終わるまで漁業に支障のないような計画をしていただきたいと思
います。最後に、ケーブルが陸揚げされるであろう松島に共同漁業権を持っておりますので、
こちらも漁業に支障のないようお願いいたします。

以上でございます。

○池上座長

どうもありがとうございました。
それでは、漁業関係で最後に、長崎県旋網の専務理事の柳村さん、よろしくお願ひしま
す。

○柳村専務理事

柳村でございます。
当組合の組合員は全て浮魚をまき網で夜間操業するという漁業をやっております。今回
の区域が設定されるところが江島周辺の共同漁業権の区域であるということで、本来、我々
まき網漁業者に直接関係はないと思うんですけども、ただ、これが松島までケーブルが
引かれるということで、その点、ちょっと心配がございます。いずれにしても、具体的に

区域がまだ定まっていなくて、その中にどんな風車がどのように建っていくかという現実のものが出てまいりと 思いますので、実際に操業される漁業者、その支障あたりを十分協議していただきて、関係漁業者が困らないようにぜひ事業を進めていただければと願っております。

以上です。

○池上座長

どうもありがとうございました。

一応、漁業関係者の代表の方から御意見いただきましたけれども、事務局、今いただいた御意見、あるいは要望に対して何かコメントございませんでしょうか。

○清水新エネルギー課長

清水でございます。ありがとうございます、貴重な御意見。

座長のほうからもその間にコメントいただいたとおりのところもございましたが、まさにこの漁業者の皆様方の生のお声もお聞きしながら、先ほど申し上げました基本原則、共存共栄というものをこの海域でどう具体化していくかということがこの協議会そのものの議論だと思いますので、ぜひこここの場で議論を深めていきつつ、それを協議会の取りまとめというところの中でしっかりと留意事項として書いていくところとか、漁業影響調査ということでこういう形でやっていくということで具体化していくということを事務局のほうでもちょっと汗をかきながら進めさせていただければと思ってございます。冒頭にも申し上げましたが、やはりそれぞれの地域ごとに漁業の在り方も違えば、歴史も違えば、まさに本土か島かということも当然違ってくるとも思いますので、本海域における実態も踏まえながら、皆様方と共に歩んでいける絵姿というのを一緒に考えていくべきだと思ってございます。貴重な御意見、ありがとうございました。

○池上座長

どうもありがとうございました。

そうしたら、先に進めたいと思いますが、次、運航業者であります崎戸商船の木原社長、よろしくお願いします。

○木原代表取締役

崎戸商船、木原でございます。

弊社は新上五島町友住から平島、江島、崎戸、佐世保をつなぐフェリーを運航しております。今回の検討海域の中を通過いたします。このフェリーは、江島のみならず、平島を含めた島民の方々の唯一の公共交通機関であります。くれぐれも風車の位置など、運航に支障のないようにお願いをいたしたいと思います。また、江島、平島の急激な人口減少が進み、利用客も減少している状況に弊社も非常に懸念を持っております。風車建設の期間はもとより、風車完成後も維持管理、点検等、地元に大きな経済効果が期待できるものと考えております。この江島沖の洋上風力発電事業を契機に江島の振興がなされ、周辺地域の活性化を、またフェリー航路の利用増加につなげることを期待しております。今後、この事業の実現に協力してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○池上座長

どうもありがとうございました。崎戸商船さんにはゾーニング時代から非常に積極的なというか、好意的な協力をいただいておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

そうしたら、続いて、ケーブル関係でNTTワールドエンジニアリングマリンさんのほうから御意見をお伺いしたいと思うんですけども、長崎県庁の会場のほうからよろしくお願ひします。

○田島設備管理担当課長

NTTワールドエンジニアリングマリンの田島と申します。

江島の周辺には、NTT西日本が所有しております海底通信ケーブルを既に設置させていただいております。漁業者様の御協力の下、今まで設備の維持等を行っておりますので、今後、洋上風力の発電に伴いまして風車等の設置が行われることから、既存の事業者に向けても御配慮いただけるような取組を今後進めていただければ幸いかと思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。

○池上座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、九州電力送配電株式会社の植松さん、よろしくお願ひします。

○植松副長

九州電力送配電株式会社長崎支社配電部配電建設グループから来ました植松と申します。
よろしくお願ひいたします。

今回、洋上風力において新たに電力ケーブルが海中に敷設されるものと考えております。
N T T様のほうも言われたとおり、弊社のほうも現在、江島のほうに海底ケーブルを敷設
させていただいているので、新たに敷設されるケーブルと弊社のケーブルのこちらの
距離について意見を述べさせていただきたいと考えております。引き続きよろしくお願ひ
いたします。

○池上座長

どうもありがとうございました。

以上、N T Tワールドエンジニアリングマリンと九州電力送配電株式会社のほうからケ
ーブル関係でコメントがございましたけれども、事務局、何かございますか。

○清水新エネルギー課長

清水でございます。ありがとうございました。

まさにケーブルとか海運との関係のところについても影響のないような形でしていくと
いうのを、これは多分風車の具体的な設置なんかの議論なんかも深めながらやっていく必
要があるかと思いますが、ぜひそういう意味ではさせていただければと思います。

その関係で、資料5というところで、ちょっと私、先ほど十分説明できていなかったの
で、併せて説明させていただければと思います。お手元の資料5ということで、区域の概
要図というものがございます。今回の区域の案というところでございますが、これは県の
ほうからも情報提供いただいた上で作っているもので、図表の①というところで、まず位
置図というところで、島がございまして、点線で囲んだところが有望な区域ということで、
促進区域の案になるところでございます。間、切れていますように、通常、そういう意味
では、航路等も踏まえて、外すべきところについては外すというような形で設定させて
いただいているものでございます。

参考までに、図表②で、これ、風況というものがございますが、大体そういう意味では、このエリアはほとんどが7.5から8メートルといったような風況になっているということで、非常に風力の適地になっているというところでございます。

それから、図表③ということで、水深の図面というものがございます。水深50メートルぐらいまでであれば、これは着床式というものの適地というようなことで、こういった形の海の形状になっているというところでございます。

それから、図表④ということで、これはAIS搭載船のもので描いたものでございますが、航跡というものをこういう形で把握もしてございますので、こういったような形での既存の利用といったものとの調和も踏まえながら、非搭載船の航路というものもあると思いますので、また協議会を通じて実態等も聞かせていただきながら、区域の設定が妥当か、またこの区域の中の風車の建て方というところで配慮していく部分というのもいかなければいけないのかなと思ってございます。

以上、参考までに併せて本区域における図面についても御紹介させていただきました。
以上でございます。

○池上座長

どうもありがとうございました。

今、事務局のほうから地域の概要図を説明いただきました。何か御質問とかコメントとかございませんでしょうか。特に運航業者さん、それからケーブル関係のところ。特にないですね。分かりました。

そうしたら、今日お見えいただいた方からの御意見は大体もらったと思うんですけど、あと県のほうからちょっと御意見をお願いします。

○三上政策監（廣田部長代理）

座長、ありがとうございます。長崎県産業労働部、本日は廣田部長の代理として三上が出ております。よろしくお願ひいたします。

まず、経済産業省、国土交通省、環境省、国の皆様、それから会場にお集まりの関係する県内関係者の皆様がこのように参集して協議会を開催できしたこと、県としても非常にありがとうございます。御礼申し上げます。

長崎県につきましては、広大な海域を有する海洋県であります。また、造船業に由来す

る関連企業及び技術が集積しているというポテンシャルがございますので、県内における海洋エネルギー関連産業を基幹産業化することで頑張ってまいりました。先んじて、一昨年になりますけれども、2019年12月に五島市沖につきまして同じように協議会を開催しまして、漁業の関係者、その他の関係者、皆様との協調を行いまして、めでたく促進区域としていただき、今プロセスを進めているところでございます。ここ西海市江島沖の促進区域指定に関しましても、ぜひ皆様との御理解を深めさせていただきまして進めていきたいと考えております。

西海市江島沖につきましては、これまで漁業の関係者の説明がございましたとおり、地域の皆様が漁業を長年続けているところということ、認識しております。当該海域で発電事業を進めるに当たりましては、操業の制約を受けることとなります皆様に対して十分に時間をかけて丁寧に御説明さしあげて、理解を得るように、発電事業者に対して求めていきたいと思っております。また、本海域での環境への影響につきましても十分に配慮すべきものでございますので、環境影響評価法に基づいて適切に調査を実施し、事業実施に伴う環境への影響を可能な限り低減していきたいと考えております。そのように発電事業者に求めていきたいと思っております。

加えまして、長崎県固有の事項としまして、当該海域の周辺に世界文化遺産の長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産が点在しております。当該海域での発電事業を進めるに当たりましては、この世界文化遺産の価値への影響を与えることがないよう、事業の計画段階において遺産影響評価の実施を求めていきたいと思っております。この遺産影響評価につきましては発電事業者が行うものでございます。その結果につきましては、県、文化庁を経由して、最終的にはUNESCOへと報告書の提出が必要となる場合もございます。また、報告書に対するUNESCOからの回答次第では、事業計画の変更をするなど、必要な調整が求められることも想定されます。今後、この海上風力発電の推進、それから漁業、地域の皆様との共存共栄を図った調整、それから世界文化遺産の保護という三分立を目指しまして、皆様のどうぞ御協力をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、長崎県としましては、地域の関係者の御理解をいただきながら、県の五島市沖事業に続くものとしまして、この江島沖の促進区域指定に取り組むことによりまして、西海市の海上風力発電、それから高効率火力発電による、全国に先駆けたカーボンニュートラルのモデル地域となるような取組につきまして、市と連携して考えてまいりたいと思っております。どうぞ皆様、よろしくお願ひいたします。

○池上座長

どうもありがとうございました。

今、県の三上政策監のほうから意見表明がございましたけれども、何か御質問とか御意見ございませんか。

そうしたら、地元関係者の委員の方からの意見表明は一応いただきましたので、あと、今日、有識者ということで御出席いただいている松山先生と、それから中原さん、お二人に、ちょっと今日はそろそろ終わりに近づいてきましたので、全体的な御意見、感想でも結構ですから、まず松山先生、いかがでしょうか。

○松山名誉教授

松山です。

本日はどうもありがとうございました。今回いろいろ、現地からの市長さんの御報告、それから組合長さんのいろいろな報告を聞かせていただきまして、大変勉強になりました。特に組合長さんからのいろいろな、何といいますか、疑念といいますか、いろいろな問題が、ちょっと不安的なものもあるというのを、これをお聞きして、非常に私も勉強になつたと思っております。今回、資料として出てきていませんが、江島周辺の漁業の種類だとか、魚種だとか魚介類というものの資料をぜひお見せいただくということも大事かと思います。それから、江島周辺の海底地形の図が、清水課長がさつき御説明された資料5の3ですかね。3ページ目にありましたが、ちょっとこれだと分かりにくい。複雑なのか何なのか、よく分からぬことがありますので、もうちょっと分かりやすい図が必要なんじゃないかと。それから、予定されているところが砂地なのか、あるいは場所によって岩礁だったりするところがあると思います。その辺の大まかなものでもいいですから、そういうものを見せていただければ大変、これから議論に参考になるんじゃないかと思いました。

それから、2つ目は、やはり最近の、先進国であるヨーロッパ等でいろいろな洋上風力発電で得られた資料、結果があると思うんです。研究成果も含めてですね。そういうものを参考にしながら、これからアセスメント等に生かしていくような方策を考えていきたいと思いました。

以上です。

○池上座長

松山先生、どうもありがとうございました。

何か事務局のほうから、今の松山先生のコメントに対する発言はありますか。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。清水でございます。

この地図については、確かにこれ、概要図ということで、ちょっと概略をお示しするというところで、分かりにくくて恐縮でございます。今御指摘いただいた点も含めて、風況や地盤といったことについては、この有望な区域に指定されたエリアについて、これは当省と国交省のほうで調査もしてございまして、その調査の結果なんかもまた事業に向けては、事業者さんには提供するとともに、地域に対してちょっと分かりやすくお伝えできるようにしていきたいなと思ってございます。

そのほか、海外の事例なんかも含めて、御要望に応じて、こういったデータはないかといったものについて、我々のほうでも調べて、提供していきたいと思ってございます。

地盤の調査のほうは国土交通省さんのほうを中心にやっていただいているところもございます。松良課長、何かございましたら補足をお願いいたします。

○松良海洋・環境課長

ありがとうございます。国土交通省の港湾局の松良でございます。

私ども、促進区域指定に当たりまして、国のほうで現地地域の海底地盤につきまして、平面的、あるいはボーリング調査等による立体的な調査を行っております。先ほど松山先生から御指摘ありましたような海底の地質状況につきましても、大まかな地質構造等につきましてもお示しできると思っておりますので、次回以降、協議会の中で具体的な資料につきましては御説明さしあげたいと思っております。

以上でございます。

○松山名誉教授

ありがとうございました。

それで、もう一つ、池上先生、よろしいでしょうか。

○池上座長

どうぞ、どうぞ。

○松山名誉教授

これ、水深を見ますと、50メートル以下のところに恐らく入るので、考えておられる風車の形、着床式になると考えてよろしいんでしょうか。

○池上座長

はい、そうです。

○松山名誉教授

着床式でよろしいんですか。

○池上座長

それで、はい。

○清水新エネルギー課長

はい。着床式ということで念頭に置いていただいたらいいと思います。

○松山名誉教授

分かりました。そうすると、着床式になると、今まで、ヨーロッパの研究なんかを見ると、風車の基礎の部分がかなり、魚礁ですね。魚を集め効果があるというふうな研究がかなりなされておりますので、それは少し期待できると思いました。

以上です。

○池上座長

どうもありがとうございました。

その辺も、今まで長崎大学との共同研究なんかでやっておられますので、そういったのを反映させると。ちょっと時間が押してきましたので、よろしいでしょうか。松山先生、よろしいですか、これで。

○清水新エネルギー課長

大丈夫です。大丈夫ですが、今御指摘のとおり、やはり風車が魚礁、そういう意味では、迷惑施設というよりも、魚を集めていくような、相乗効果を生んでいくような仕組みになつていければと思いまして、多分、御地元・長崎での御知見、それから多分中原先生もお詳しいんじゃないかと思いますので、この後きっと補足があるんじゃないかと期待してございます。

○松山名誉教授

そうですね。ぜひお願ひします。中原さん、お願ひします。

○池上座長

では、中原先生、御要望ですので、どうぞよろしくお願ひします。中原先生、よろしくお願ひします。

○中原顧問

中原でございます。

まず最初に、実は、西海市の市長さんから紹介がありましたように、環境省のゾーニングの事業として、洋上風力に関する一定の検討の蓄積が西海市には既にあるということだと思います。実は私もそちらのほうの委員もやっておりまして、西海市には実際にお邪魔したことがあります。今回も初回の協議会なのでぜひお邪魔できればと思っていたのが、オンラインで大変失礼いたしております。いずれにしましても、松山先生からの御指摘の海底地形あるいは漁業の実態調査等々に関するデータ等の蓄積もそれなりにあるだろうと思いますし、座長の池上先生もそこら辺は全部御承知のことかと思います。御出席の皆さんも御承知のことかと思います。

それで、私が各地のこの協議会に参加させていただいているのは、言うまでもなく、洋上風力は漁業協調型であるべしという提言を七、八年以上前からやっているということもありまして、席を汚させていただいているわけであります。今日は各漁業協同組合の組合長さんから率直な御意見を聞かせていただきまして、大変ありがたく思っております。中でもやはり、不安はあるものの、この協議会に参加させてもらって、漁業の将来も考えて

いきたいという御発言がありました。この御発言を本当に重く受け止めて、漁業との共存、再エネ海域利用法でも、国的基本方針にも運用指針にもガイドラインにも、漁業に支障のないことということがうたわれておりますので、そのモデル地区になり得るようこの西海市でも取り組まれていけばいいのではないかと思います。

それから、ほかの組合長さんからだったでしょうか。やはり漁業が持続的に20年、30年と続けられることと。その意味では、例えばスタートのときに漁業協調策が策定され取り組まれたとしても、途中でそれが変質していかないように、しっかりしていかなければいけないという御発言もあったかと思います。ここら辺につきましては、私どもの海洋産業研究会でも何年かに一度のP D C Aサイクルを回して、漁業の専門家等も含めた形で、これはなかなかいいねという協調策はさらに進めていく。最初に考えていたときよりもあまりうまくいかないなというものがある場合には、これはちょっとねというものについては、もう一度ちょっとやり直してみる、考え方直してみる。そのような形で、関係者の皆さん、一つのテーブルに着いて、一緒になってやっていくということで進めていければいいのではないかと思います。

繰り返しになりますが、着床式のウインドファームの漁業協調型のモデルになり得るポテンシャルを西海市は十分持っているんじゃないかな。と同時に、島おこしのモデルにもなり得るというふうに考えられると思います。皆さん一致協力してやっていければと思いますし、東京者ではございますが、全面的に下支え、御協力を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○池上座長

どうも中原さん、ありがとうございます。

そうしたら、もうそろそろ時間が無くなってしまったけれども、今日御参加いただいている方で、農水省水産庁の小林計画官、何か御意見ございませんでしょうか。

○小林計画官

水産庁、小林でございます。ありがとうございます。

いろいろ皆様御発言いただき、本当、一生懸命考えていただいているんだと認識してございます。今回は1回目の協議会ということで、これからどういったことを具体的に詰め

ていくのか、そういった意見のすり合わせといいますか、そういった感じだったんだろうと認識しております。これから協議会、取りまとめを作成、まとめていくに当たり、先ほど松山先生からもございましたとおり、具体的なデータなど、そういったものをしっかりと取りつつ、出していただきつつ、丁寧な議論が、深い議論ができるよう進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○池上座長

どうもありがとうございました。

それでは、もう一方、環境省のほうからもオブザーバーということで豊村室長補佐に御参加いただいているので、何かマイクの調子が悪いということなんですが、大丈夫ですか。

○豊村室長補佐

豊村でございます。今、音声、大丈夫でしょうか。

○池上座長

どうぞお願いします。大丈夫です。聞こえています。

○豊村室長補佐

環境省でございますけれども、まずは、西海市長様と、あと中原様にも御発言いただいておりますけれども、2017年、環境省のゾーニングの事業のほうが今回の協議会のほうにつながったというところは大変喜ばしく思ってございます。ありがとうございます。

あと、環境関係ということで、環境配慮をしっかりとしていくようにという市長様の御発言もございましたし、また長崎県様からは、環境影響評価のほうをしっかり事業者にやつていただくように求めていくという発言がございました。環境影響評価法のほうでしっかり環境影響評価をやっていくような手続になってございますので、そちらを通じて、地域の皆様に環境影響という面でも納得いただく形で事業が進んでいくということを期待しておるところでございます。

以上でございます。

○池上座長

どうもありがとうございます。

今日御参加いただいた方々に対して、一応御意見はいただいたかと思います。あと、これだけはどうしてもという何かございますでしょうか。杉澤市長、どうぞ。

○杉澤市長

西海市長の杉澤です。

今日は本当に、第1回目のこのような協議会に対する皆様方の本当に御尽力、心から感謝申し上げたいと思います。今日、エネルギー政策としてのまず再生可能エネルギーということで、また、漁業者の代表の皆様方から水産業との共存共栄というのをしっかりとと言われていたわけでございますけれども、まさに西海市におきまして水産業というのは本当に基幹産業であります。この水産業と共存共栄、この計画はやっていけるんだ、やるんだということをやはり今回のこの協議会を通して、これは西海モデルという形で、水産業と一体となっていくんだという、その強いメッセージが全国に伝わればなと思っておりますので、そういう会議でありたいなと思っておりますので、座長、よろしくお願ひいたします。

○池上座長

どうも市長、ありがとうございます。非常に前向きな皆さん方からの御発言を聞いて、やはりキーワードは「共存共栄」だということ、本当に漁業者の方は非常にこれに前向きな形での御意見をいただきましたので、次回あたりは今度、留意事項ということになるかと思いますけれども、いろいろとまた議論を深めていきたいと思います。

あと、ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

そろそろと思っているんですけども、清水さん、何か最後にございませんでしょうか。

○清水新エネルギー課長

大丈夫でございます。本日は貴重な御意見を多数賜りまして、ありがとうございます。国土交通省様、それから長崎県様、それから西海市様とも相談しながら、次回以降の運営

について相談させていただきまして、本日御指摘いただいた点、それから御懸念いただいている点を少しでも払拭しながら前に進めていけるようにちょっと運営を工夫してみたいと思いますので、また引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○池上座長

どうもありがとうございました。

そうしたら、時間になりましたので、この辺でこの会議を閉じたいと思いますけれども、いずれにしても事務局の方にお願いしたいのは、とにかく次回以降、今日は本当、非常に多くのいろいろな貴重な御意見をいただきましたので、それを踏まえて次回以降の会議の準備をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を閉じたいと思いますけれども、どうも本当に、非常に活発な、熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

最後、事務局、閉じていただけますか。

○清水新エネルギー課長

大丈夫でございます。ありがとうございました。

○池上座長

では、どうもありがとうございました。

○清水新エネルギー課長

どうもありがとうございました。

―― 了 ――